



児童手当制度が一部変更になります

☎ 65・3301 閩 住民課 住民年金係

■ 毎年6月の現況届が原則「不要」になります。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するものです。桂川町では、令和4年度から受給者の現況を住民基本台帳などで確認することで、現況届の提出が不要（右記の場合を除く）となります。

なお、現況届の提出が必要な人には、6月に案内を送付する予定です。期日までに提出をお願いします。期日までに提出がない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなります。

以下の場合には引き続き現況届の提出が必要です。

- ・離婚協議中で配偶者と別居している場合
- ・配偶者からの暴力などにより避難しており、住民票の所在地が桂川町と異なる場合
- ・その他、桂川町から提出の案内があった場合

■ 特例給付の支給に所得上限限度額が設けられます。

令和4年6月分（10月支給分）から、児童を養育している人の所得が以下の②所得上限限度額以上の場合、特例給付が支給されなくなります。

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額（新設）		所得上限限度額以上となり受給資格を喪失し、翌年度以降の所得が限度額を下回った場合は改めて認定請求書の提出が必要です。
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安	
0人	622万円	833万3,000円	858万円	1,071万円	
1人	660万円	875万6,000円	896万円	1,124万円	
2人	698万円	917万8,000円	934万円	1,162万円	
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円	
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円	
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円	

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持していたものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除したあとの所得額で所得制限を確認します。

■ 以下の変更事項があった人は市町村に届出が必要です。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（ほかの市区町村や海外への転出を含む）
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき